

令和4年度版・お知らせ

令和元年10月1日から
幼児教育・保育の利用料が**無償化**されました。



幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、
子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。

対象者・保育料（利用料）

「保育の必要性の認定」を受けた**3歳児から5歳児※1**（小学校就学前）までの
全ての子どもたちの保育料（利用料）が
月額3万7,000円を上限に無償化されます。

※1：令和4年度の場合は、平成28年4月2日～平成31年4月1日生まれの子ども

「保育の必要性の認定」を受けた**0歳児から2歳児※2**までの
住民税非課税世帯の子どもたちの保育料（利用料）が
月額4万2,000円を上限に無償化されます。

※2：令和4年度の場合は、平成31年4月2日以降生まれの子ども

- 無償化の対象は保育料です。教材料費、食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となります。

認定を受けるには

申請書類は豊見城市保育こども園課の窓口 又は
市HPから取得することができます。

市HPの
QRコード



申請書類をお住まいの市町村（豊見城市保育こども園課）に提出し、
「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※保育の必要性（就労等の要件）は、父母ともに要件を満たしている必要があります。

- ただし、認可保育所等に申込みをした方で、すでに認定を受けている方については、改めての認定申請を行う必要はありませんが、認可外保育施設を利用開始する前に「利用施設届出書」を提出する必要があります。

対象となる施設（サービス）

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・ホール・センター事業が対象です。（ただし、県、市町村に認められた施設に限ります。）

- 月額上限額の範囲内で、複数の施設（サービス）を併用することが可能となります。

お問い合わせ 豊見城市 保育こども園課 TEL：098-850-5088